

## 措置命令の概要(H18.3)

安全性確認調査専門会議の報告において、生活環境保全上の支障、又はそのおそれについて、硫化水素等の発生ガスによる生活環境保全上の支障のおそれがあると判断されたことから、平成18年3月14日に原因者に対して措置命令を発出しました。

### 【対象者】

- ①株式会社シーマコーポレーション(成豊株式会社から名称変更)
- ②不適正処理を行った当時の代表者

### 【着手期限】

平成18年6月13日

### 【履行期限】

平成19年6月13日

### 【講ずべき措置の内容】

- ①発生ガスの排除及び処理
- ②雨水の浸透防止
- ③廃棄物の飛散及び流出の防止
- ④発生ガスの定期的濃度測定

# 行政代執行の概要 (H19.2~H20.3)

- 工事着手日:  
平成19年2月16日
- 工事の概要:
  - ①ガス抜き管の設置  
新設  
直径15cm,深さ5m,14本  
既設(ボーリング孔利用)  
直径5cm,5本
  - ②ガス回収管の敷設
  - ③硫化水素処理装置の設置
  - ④立入防止フェンスの設置
- 工事費用:  
58,203千円
- 維持管理費用:(平成20~24年度)  
5,481千円/年間

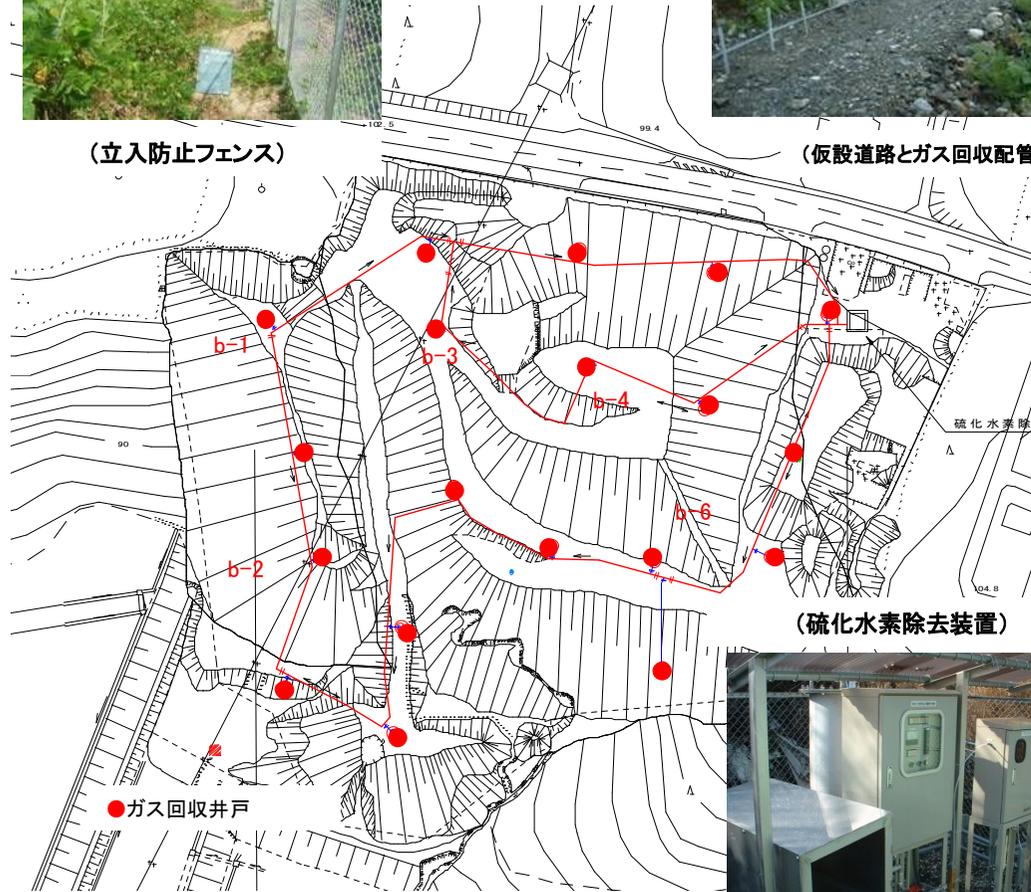
【H18.11安全性確認調査専門委員会の意見】  
(中略)雨水浸透防止対策や廃棄物の飛散・流出防止対策等については、一部廃棄物の掘削を伴うことも考えられるため、高濃度の硫化水素等が発生している現状では悪臭の漏洩等のおそれもあり、実施を保留したことは妥当であるとするが、今後も継続的に調査を行い、ガスの発生状況を踏まえて、実施の時期、手法等について検討を進めていくことが望まれる。



(立入防止フェンス)

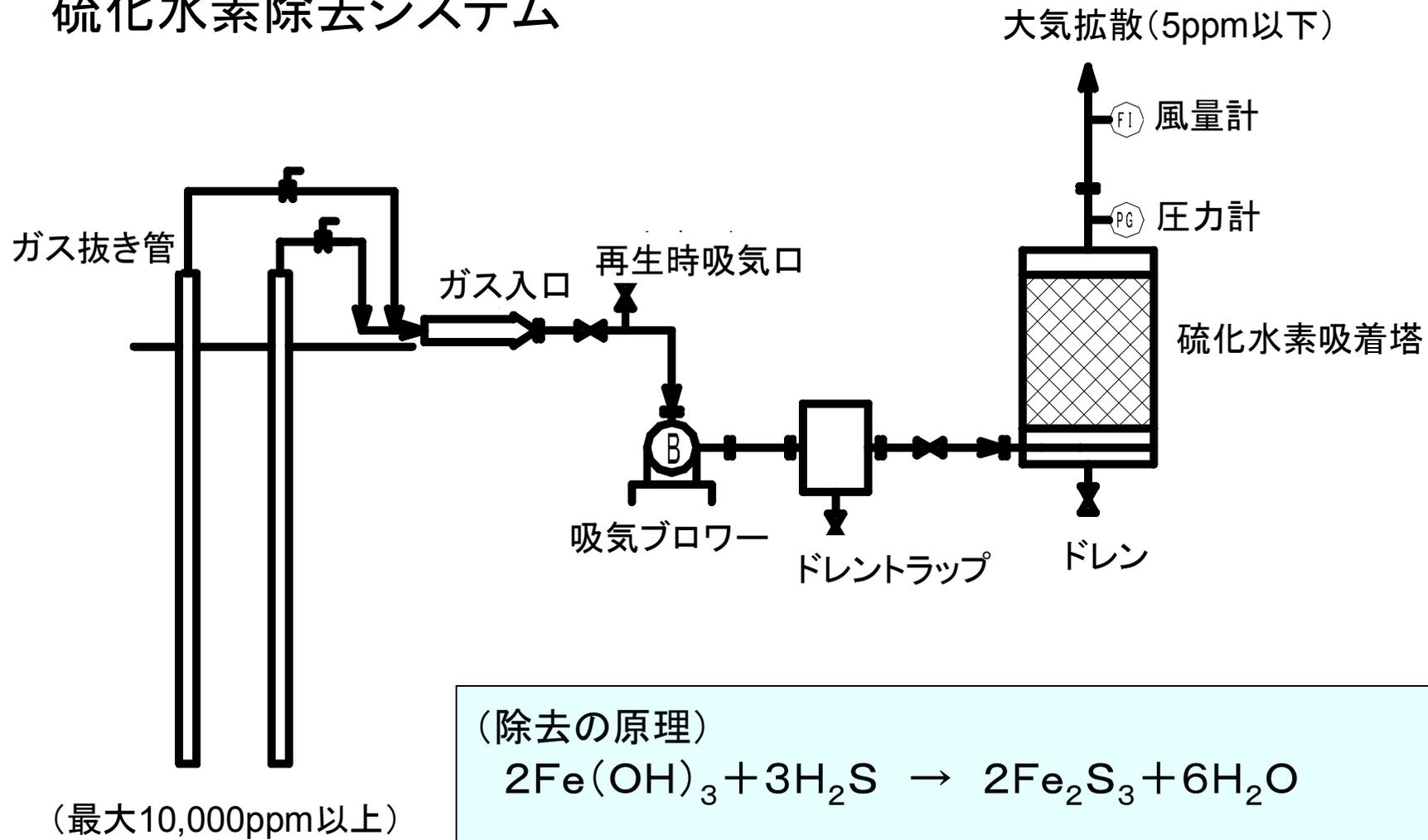


(仮設道路とガス回収配管)

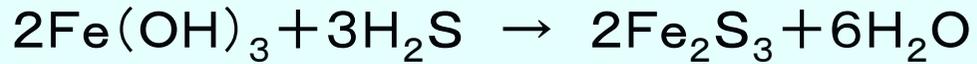


(硫化水素除去装置)

# 硫化水素除去システム



(除去の原理)



(再生の原理)

